平成２３年（フ）第６２号
青森県北津軽郡板柳町いたや町１丁目32番地
債務者　大谷　直生
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月１日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第６３４号
東京都稲城市東長沼157番地の１ラ・リーブサチ102
債務者　駒崎　　剛
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６３５号
東京都稲城市東長沼157番地の１ラ・リーブサチ102
債務者　駒崎　美保
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６０号
石川県加賀市松が丘１丁目23番地７　エスポワール101号室、従前の住所石川県加賀市松が丘３丁目９番地26
債務者　丸谷　祐子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月１日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第１４６号
釧路市昭和中央５丁目８番514号
債務者　小林　麗子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後２時
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３８４号
栃木県宇都宮市駒生町1122番地３
債務者　北條　朱美
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４００号
栃木県宇都宮市御幸町232番地８　シェルみゆきＡ棟、住民票上の住所栃木県宇都宮市上戸祭町740番地11
債務者　野呂　治子（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４０１号
栃木県宇都宮市岩曽町1169番地１　あさひレジデンス五番館306号、前住所栃木県矢板市富田608番地４
債務者　田中　美好
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４０２号
栃木県日光市足尾町中才３番32－２号
債務者　鷹箸　利弘
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４０３号
栃木県さくら市喜連川6704番地１　ハイツ第１青葉201、前住所東京都八丈島八丈町大賀郷4437番地18
債務者　小野寺　翔
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４０５号
栃木県宇都宮市板戸町2525番地２、前住所栃木県宇都宮市氷室町1041番地50
債務者　櫛部　多子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８１５１号
東京都足立区柳原１丁目８－２－103
債務者　梁瀬　修一
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１６３号
千葉県八千代市ゆりのき台３丁目７－１　９棟111号
債務者　安元真二郎
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２６１号
東京都新宿区北新宿１丁目27－５－105
債務者　三枝　定信
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２６２号
千葉県富津市青木354－２－201
債務者　相澤みゆき（旧姓茂木）
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２７４号
神奈川県川崎市中原区木月４丁目３－14－201
債務者　山下　康之
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部